

国立大学法人東京農工大学国際交流委員会細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則                      (組織)                      第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。                      (1) 理事(学術・研究担当)                      (2)～(8) (略)                      2 (略)</p>	<p>本則                      (組織)                      第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。                      (1) 理事(経営・企画担当)                      (2)～(8) (略)                      2 (略)</p>	

附 則(令和2年4月20日細則第11号)

この細則は、令和2年4月20日から施行し、令和2年4月1日から適用する。